

■下関駅周辺地区市営住宅等建替事業(1期)の入札説明書等に関する質問に対する回答

No	公表資料名称	頁	第	小項目				質 問	回 答
1	事業契約書(案)	-	別紙6	-	-	-	-	全体スライドについては、「本事業の予定価格を算定した時から事業完了までの期間において、乙が入札書を提出した日から12月を経過した後に」とありますが、本事業の場合、入札書提出日（令和8年10月26日～28日）から12月後である令和9年10月末までは、スライド条項による変更協議を行うことができないとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
2	事業契約書(案) 質問回答(参考)	- -	別紙6～7 No.25	- -	- -	- -	- -	事業契約書（案）別紙6第5項及び第6項による単品スライド条項及びインフレスライド条項については、第1項に規定される「入札書提出日から12月経過」の要件にかかわらず、契約締結後に要件を満たした時点で変更請求を行うことが可能との理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
3	事業契約書(案)	-	別紙6～7	-	-	-	-	実施設計期間中又は着工前において、労務費、資材価格、専門工事業者の施工単価等の上昇に加え、公共工事積算基準等の改定に伴う専門工事の諸経費率の変更により事業費が著しく増加した場合、事業契約書（案）別紙6第6項（インフレスライド条項）に基づく契約金額の変更請求の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。 また、インフレスライド条項の適用は工事着工後に限らず、実施設計期間中又は着工前においても変更請求の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	「公共工事積算基準等の改定に伴う専門工事の諸経費率の変更」そのものによりインフレスライドの対象とはならず、何らかの事情による価格高騰が認められた場合に対象となると考えています。 その他の内容については、お見込みの通りです。
4	事業契約書(案)	-	別紙7	-	-	-	-	別紙7において「対価改定における基準日は令和8年1月末日（予定価格算出時）」と規定されています。 全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの協議においては、協議時点の価格水準と令和8年1月末時点の価格水準を比較し、予定価格算定基準日まで遡及して調整が行われるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
5	要求水準書 質問回答(参考)	24 -	別紙1 No.15	- -	- -	- -	- -	要求水準書、事業契約書（案）及び入札説明書等に基づき提案を行った後、市の指示、行政協議又は関係機関協議等により提案時に合理的に予見できなかった条件変更、仕様追加又は工事数量の増減等が生じ、施工計画又は設計内容の見直しを要する場合には、契約変更及び更新住宅等整備関連費の変更協議の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。 また、その場合の対象費用には、直接工事費に加え、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等並びに工期延伸に伴う現場維持費用その他合理的に発生する関連費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
6	事業契約書(案) 質問回答(参考)	- -	別紙6～7 49～50条 No.21. 24. 38	- -	- -	- -	- -	更新住宅の仮使用開始後から市営竹崎改良住宅(2)棟解体完了までの期間に物価上昇が発生した場合、当該期間についてもスライド条項の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。ただし、各スライド条項の条件を満たすことが前提となります。
7	事業契約書(案) 質問回答(参考)	- -	24条 40条 42条 61条 76条 No.13. 22	- -	- -	- -	- -	市の責めに帰すべき事由又は事業者の責めによらない事由により工期延長となった場合、増加する現場管理費、共通仮設費、一般管理費等についても契約変更及び更新住宅等整備関連費の増額協議の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
8	事業契約書(案)	-	別紙6～7	-	-	-	-	別紙7の単品スライド条項における「主要な工事材料」には、鉄筋、鉄骨、コンクリート、木材、電線・ケーブル、設備機器、エレベーター、給排水設備機器等が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 また、これら以外についても、市場価格の変動により請負代金額に著しい影響を及ぼす工事材料又は設備機器については、単品スライドの対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	単品スライドの対象となる工事材料をどのように定めるかは、当事者協議によると考えます。 一般的には、ご質問で例示された材料において、スライドの条件を満たせば対象となると考えます。